

京都市立芸術大学リポジトリ運用に係るQ & A
—博士論文のリポジトリ公表を中心に—

27年1月

京都市立芸術大学リポジトリ運営会議

《はじめに》

京都市立芸術大学リポジトリ運営会議では、「京都市立芸術大学リポジトリ」の運用開始に伴い、学位論文のリポジトリ登録を中心とした質問と回答の一覧を作成しましたので、参考としていただければ幸いです。この Q&A は附属図書館のホームページの「京都市立芸術大学リポジトリ」のページのリンク「KCUA リポジトリ利用案内」でご覧いただくことができます。皆様からの新たなご質問については、今後、必要に応じて掲載できるよう検討します。

※文部科学省の新たな通達や指導、本学での運用の見直し等により、今後、内容を改訂することがありますので、ご注意ください。

《前提》

平成 25 年文部科学省令第 5 号（平成 25 年 3 月 11 日）により定められた「学位規則」の一部改正により、「当該博士の学位の授与に係る論文の全文」は「インターネットの利用により公表」することに改められ、「学位規則の一部を改正する省令の施行等について（通知）」（平成 25 年 3 月 11 日）において公表の具体的方法として、「当該博士の学位を授与した大学等の機関リポジトリ」による公表が原則とされました。これを受けて、平成 25 年度以後、学位を授与した大学はその要旨、審査結果を、学位を受けた者は論文全文を、大学のリポジトリに収録し公開することが義務化されました。

《確認事項 Q & A》

大学の責務

Q. 学位取得について、大学側はリポジトリで何をしなければならないのでしょうか？

A. 大学の責務として、論文要旨と審査結果の要旨をリポジトリによって公開しなければならないので、教務学生課が論文ごとに要旨及び審査結果のファイル（PDF）を作成し、リポジトリへの収録を図書館長に申請しなければなりません。この場合、教務学生課においてリポジトリ登載と図書館長への申請に係る決定手続きをとることとなります。

提出ファイルの形式

Q. 掲載のためのファイルとして PDF の一形式である PDF/A が推奨されていますが、本学でもその指定はありますか？

A. 長期的な保存に適しているということで、国会図書館は「博士論文の電子データ形式は、PDF（PDF/A（ISO 19005）が望ましい）を推奨」としています。本学においても、PDF/A での提出が望ましいと考えています。

※PDF/Aについて

PDF の各種オブジェクトの中で、必須とする機能、使用を制限する機能、使用を禁止する機能などを決めている。なお、PDF 1.4 に規定されていて、PDF/A-1 で言及されていない機能は使用可能で、電子署名機能などは使用することができる。メタデータについては、XMP 仕様を基にして、PDF/A-1 用に拡張している。PDF を表示するときの見栄えがデバイス（機器）や表示ソフトに独立で常に同じになるよ

うに作成することと、メタデータの埋め込みを要求している。PDF/A-1a は、さらに PDF 内にドキュメントの論理構造を示すタグがついていること、すなわち、タグ付き PDF であることを要求している。主な要求項目として、デバイス独立カラーまたは PDF/A-1 OutputIntent 指定でカラーの再現性保証や基本 14 フォントを含む全てのフォントの埋め込み等がある。禁止項目として、まず暗号化があげられ、パスワードによるアクセス許可・制限はできない。外部コンテンツへの参照など外部依存性も排除している。

論文の印刷製本について

Q. 論文の印刷製本をしなくてもいいのでしょうか？

A. 「当該博士の学位の授与に係る論文の全文」(省令)をリポジトリで公開することが求められているので、論文本体はデジタルデータとなります。全文を印刷することは禁止されていません。大学によっては、方針として印刷体を製作し提出することを追加するところもありますが、本学附属図書館としては、今後の印刷体での納本にはこだわりません。よって現状では、予算が許せば印刷製本は可で印刷体での納本も受けますが、それが義務とはなりません。なお、印刷されたものは論文の原本ではなく、その複製という位置づけとなります。

国会図書館への提出

Q. 国会図書館への提出はどうなるのでしょうか？

A. 学位論文を網羅的に収集する国会図書館に、本学のリポジトリから論文全文を自動的に収集してもらう仕組みをとりました。公開に用いるファイル形式は、長期的な保存を考慮して PDF/A が推奨されています。本学の学位論文については、教務学生課からこのファイル形式での提出を依頼していますので、本学リポジトリへの登録申請をもって国会図書館への提出にもなると考えていただけます。なお、推奨される PDF/A 以外の PDF ファイルの形式でも国会図書館は受入れ可としています。

リポジトリ登録申請

Q. 論文全文のリポジトリへの申請は誰がするのでしょうか？

A. 本学のリポジトリに論文を登録するのは、論文の著者本人で、教務学生課を通して図書館長に申請します。学位授与の制度上、この申請は義務です。従って PDF/A 等のファイルの作成も著者が行います。

著作権等の許諾

Q. 論文作成と公開に係る著作権等の許諾とはどういうものか？

A. 著作権法により保護されるのは「創作的表現」である。いわゆる著作者人格権や複製権等の著作にかかる財産権のほか、実演家等の権利、レコード制作や放送等にかかる権利等の著作隣接権にも許諾を得ることが必要となります。論文への引用、複製、演奏等において著作権者がある場合及びその論文が公開されることに伴い発生する著作権等に関する処理について、逐一必要があるかどうかの確認を行い、必要とされる場合は、事前に権利者からの許諾を得ておく必要があります。論文の一部でも著作権処理が

できない場合は、論文全文の公開ができません。これは「やむを得ない事由」のひとつとなっており、リポジトリでの要約の公開と、閲覧申請等に対応できるよう大学において全文の保存公開が義務付けられます。

公開できない事由

Q. 「やむを得ない事由」により論文全文がリポジトリで公開できない場合とは？

A. 「やむを得ない事由」により論文の全文が公開できない場合とは、「客観的に見てやむを得ない特別な理由があると学位を授与した大学等が承認した場合」をいうため、本学において審議、承認されなければなりません。また、この場合全文に代えてリポジトリに収録する要約の内容も承認の対象となります。なお、「やむを得ない事由」の例として以下があげられています。

- 1 「作品」や「演奏」が学位審査時と同じ状態でインターネット上に再現できない。
(博士論文が、立体形状による表現を含む、演奏の録音・録画でなく実演の必要がある等の理由により、インターネットの利用により公表することができない内容を含む場合)
- 2 博士論文が、著作権保護、個人情報保護等の理由により、博士の学位を授与された日から1年を超えてインターネットの利用により公表することができない内容を含む場合
- 3 出版刊行、多重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載、特許の申請等との関係で、インターネットの利用による博士論文の全文の公表により博士の学位を授与された者にとって明らかな不利益が、博士の学位を授与された日から1年を超えて生じる場合

Q. 学位論文要旨の公表において、著作権が出版社等にあり、インターネット公表について許諾を得られない場合は、非公表としてもよいでしょうか？

A. 学位授与機関は学位規則に基づき、博士論文の要旨を公表する必要があります。したがって非公表にはできません。

要旨と要約の違い

Q. 論文の要約は要旨とどのように違うのでしょうか？

A. 博士論文の「要旨」は学位申請書類の一つとして論文執筆者(学位を取得しようとする者)自身あるいは審査を担当する教員が作成し、その審査に利用するもので、各研究科より定まった方法で提出され、学位を授与した大学が、学位授与後3カ月以内に公表するものです。「要約」は博士論文の全文を公開できない場合に課題設定、方法論、実験・解析、結論・考察など、当該論文の全体が分かる形で、その内容が要約されたもので、各研究科で定められた方法に従い、学位取得者自身が作成するものです。論文の要約とは、大学が公表する論文要旨ではなく、論文著者が論文全文の代わりに論文の内容をまとめたものです。なお、「要約」については大学の承認を受けなければなりません。

※ただし「要旨」として作成されたものにおいても、学位取得者により課題設定、方法論、実験・解析、結論・考察などが記述され、当該論文の全体が分かる形が認められるものは、「要約」とみなすことができます。

公開の制限(「やむを得ない事由」について)

Q. 論文の全文が公開できない場合はどのような手続きになるのでしょうか？

A. 論文の全文が公開できない場合は、代替措置としてリポジトリに論文の要約を掲載することになるので、「やむを得ない事由」を、要約とともに申請して大学の承認を受けることとなります。リポジトリにおいて要約を公開中の期間、論文全文を大学において保存し、閲覧希望者に閲覧させる必要があります。そして全文がリポジトリで公開できる状態になるまで、これを継続しなければなりません。そして、「やむを得ない事由」が無くなった場合には、博士の学位を授与された者は当該博士論文の全文を、インターネットにより公表しなければなりません。この際、リポジトリでの公開が原則とされています。

Q. 「やむを得ない事由」はいつまで認められるのでしょうか？

A. 本学も、「やむを得ない事由」を解消する努力をしなければならぬとされています。論文作成者においてなすべきことを行ったうえで「やむを得ない事由」が解消されない場合についての期限は設けません。ただし、論文の出版刊行などが理由である場合は、非公開とする期間を本学では2年を限度とします。2年を経過してなお「やむを得ない事由」が解消されないときは、申し出により非公開期間の再延長についての審議を行います。

Q. 論文の一部が作品である場合はどのような手続きになりますか？

A. 博士論文が「立体形状による表現」を含む場合は、リポジトリで全文を公開できません。代替措置としてリポジトリに論文の要約として掲載することになるので、「やむを得ない事由」を、要約とともに申請して大学の承認を受けることとなります。現在の規定によれば、大学がこれを承認するという事は、リポジトリにおいて要約を公開中の期間、論文全文を大学において保存し、閲覧希望者に閲覧させる義務が生まれるので、論文の一部をなす「立体形状による表現」については、大学で保存する必要があります。学位論文の全文とは審査対象となった全てを指しているため、作品を審査の対象とすれば、作品の保存が義務化されます。保管のスペース等の課題があり、本学では当面写真や動画による保管の方法をとり、他大学の対応も勘案しつつ、「立体形状による表現」をその一部とする学位論文の全文の保存の方法について引き続き検討することとします。

Q. 本として出版する場合、全文公表を控えるやむを得ない事由になりますか？ また、事由として該当する場合は、紙媒体(本)の状態、国会図書館へ送付することができますか？

A. オープンアクセスサミット(2013)では、文科省高等教育局大学振興課大学院係長が、出版に際し、インターネット公表が明らかな本人不利益を生じる場合をやむを得ない事由にあたりと回答しています。また、その場合には、国立国会図書館関西館電子図書課長が、印刷物の論文送付は、学位規則改正前と同様に扱われるため、印刷物(本)を送付しても差し支えないとの回答をしています。ただし、この場合も本学リポジトリでの「要約」の公表が必要です。

公開の方法

Q. 論文の評価が作品や演奏等によりなされる場合はどのような手続きになりますか？

A. 論文の評価が「作品や演奏等（実演を含む）」とともになされた場合は、リポジトリのPDFデータのみ提出では全文を公開することができません。このため、PDFデータによる論文の提出に加えて、作品の写真や当該演奏等のCD又はDVD等の添付を必要とします。なお、写真やCD、DVDでは完全な再現ができるとは言い難く、こういった場合の公開手法は今後の検討課題となっています。

Q. データの精度について指定があるのでしょうか？

A. 作品や演奏について一定の再現のレベル確保は必要と思われませんが、インターネット上のデータは流出の危険性にもさらされることを勘案して、論文作成者の判断に委ねます。

公開の範囲

Q. 平成25年文部科学省令第5号発布以前に学位を受けたものの論文もあげるのでしょうか？

A. 学位取得者が希望し、所定の申請手続きを行えば登載します。この場合、必要な著作権等のすべての許諾に関して、ウェブ上の公開を前提とした承認が取れていることが必要です。

学内周知

Q. 著作権の実務についての学内周知は、どういう形で行われるのでしょうか？

A. 現段階でできることは、年に1回以上の学内研修会の実施です。事前に質問を受けて、本学の教職員や学生にとって必要なレクチャーが行われるように調整します。今後は、著作権等の知的財産権について授業としても学べるようにできないかということを含めて検討します。